

旭川市ふるさと納税返礼品取扱要領

第1条 目的

この要領は、旭川市（以下「本市」という。）にふるさと納税を行った市外在住の寄附者に対し返礼品として物品又はサービスを提供するに当たり、返礼品が本市の魅力を広く発信するとともに、地場産業の振興に寄与することを踏まえ、返礼品提供事業者から提案される返礼品の選定基準及び選定方法等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 本市に対し、ふるさと納税をした者をいう。
- (2) 返礼品 寄附に対する謝意を表すため、本市が当該寄附を行った市外在住者に対して送付する物品又はサービスの提供をいう。
- (3) 返礼品提供事業者 寄附者に返礼品を提供する販売業者をいう。
- (4) 返礼品価格 本市が返礼品提供事業者から返礼品を調達する場合に支出する金額をいい、当該金額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- (5) 中間事業者 ふるさと納税寄附受付ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）により受注した返礼品の各返礼品提供事業者への配送指示等の業務を担う者のうち市が指定する者をいう。

第3条 返礼品の募集方法

返礼品の募集は、公募による方法とする。

ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

第4条 公募の方法

公募について必要な事項は次のとおりとする。

1 応募者の要件

返礼品の提案に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 旭川市の市税の未納（又は滞納）がないこと。ただし、本市に本社（本店）、支社（支店）又は営業所が所在していない場合は、本社が所在する市町村（特別区にあっては都）において課された市町村税（東京23区は都税）に滞納がないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 食品衛生法、食品表示法、日本農林規格等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不

当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法令を遵守した生産・製造・販売等を行っており、返礼品の提供に当たり必要となる資格（旅行業の登録等）を保有していること。

- (4) (3)について必要に応じて本市の調査・確認に応じること及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (5) 生産・製造・品質検査等を適宜行っており、安定して返礼品等の提供ができること。
また、返礼品の発送作業など寄附者への返礼品等の提供に係る一連の作業が行えること。
- (6) 本市が利用しているいざれかのポータルサイトに掲載することが可能であること。
- (7) 返礼品（体験型返礼品を除く。）として選定された場合、本市の求めに応じてサンプル用商品の提出に係る費用、送料等の負担ができること。
- (8) 中間事業者が提供する管理システムを利用することのできるインターネット接続環境があること。
- (9) 返礼品の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む。）、クレーム、損害賠償請求等に適切かつ誠実な対応が可能であり、その対応状況について中間事業者に速やかに報告ができること。
- (10) 本市が行うふるさと納税の各種PRに協力すること。また、返礼品提供事業者による主体的なPR（チラシ配布やHPにおけるバナー設置等）も積極的に実施すること。
- (11) 平成26年3月31日付で旭川市、旭川方面旭川中央警察署及び旭川方面旭川東警察署との間で交わした暴力団等の排除に関する協定書第2条第4号の暴力団関係事業者に該当していないこと。

2 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を満たすものとする。

ただし、総務省からの通知等により取扱いが変更されたときは、返礼品として選定された場合であっても、これを取り消すことがある。

- (1) 次のアからキまで（平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条各号）のいざれかの要件に該当するものであること。
 - ア 本市内において生産されたもの
 - イ 本市内において生産された原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること
 - ウ 本市内で製造、加工その他の工程を経て完成した返礼品の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるもので相応の付加価値が生じているものただし、加工又は製造に該当しない単なる切断、選別、瓶・箱等の包装容器に詰めること、仕分け、単なる混合等は、工程のうち主要なものとみなさない。
 - エ 本市内で生産されたもので、近隣の市町村内で生産されたものと混在したもの。

ただし、流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。

オ 本市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市独自の返礼品であることが明白なもの

カ アからオまでに該当する返礼品等と当該返礼品に附帯するものを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上を占めるもの

キ 本市内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が本市に相当程度関連するもの

(2) 食品については、寄附者に当該飲品が到着したときに、適切な消費期限が確保されており、かつ、配送業者が定める配送基準を満たすもの

(3) (1)カによらない詰め合わせ品（セット品）については、個々の商品が(1)及び(2)の要件を全て満たしており、かつ、配送回数が1回であるもの

(4) 定期便については、個々の商品が(1)から(3)までの要件を全て満たしており、かつ、配送回数が提案された返礼品の価格に応じて定められた寄附金額を1万円で除して得た回数以下であるもの

3 返礼品の提案数

1 事業者が1回の公募につき提案できる数は20品までとし、同一商品で内容量（個数など）が違う提案については1品のみの提案とする（食品及び体験型返礼品を除く。）。

また、食品以外の返礼品において同一価格、同一規格であって、材質又は色違いのものについては、1品と算定する。

4 寄附金額

返礼品価格に応じた寄附金額の設定は次のとおりとする。

返礼品の提案価格	寄附金額
25,000円以下	返礼品の提案価格を0.25で除して得た額 (1,000円未満を切上げ。)。 ※寄附金額の下限は10,000円
25,000円超	返礼品の提案価格を0.25で除して得た額 (50,000円ごとに切上げ。)。

5 返礼品の配送方法等

配送方法については、原則としてポータルサイトごとに指定される配送業者による集荷及び

配送とするが、当該配達業者の配達基準を満たさない返礼品の配達については、任意の配達業者を利用できることとし、いずれの場合においても、実際に要した送料を本市が負担する。なお、寄附の申込から返礼品の発送までの期間が6か月以上要することが見込まれる状況となった場合（季節限定品、定期配達便を除く。）は、協議の上、当該返礼品の受付を一時停止することがある。

6 提案の手続

応募者は、次に掲げる提案書その他の書類（以下「提案書等」という。）を市が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 提出書類

番号	提出書類及び提出方法	留意点
1	旭川市ふるさと納税返礼品 提案書（様式1） <u>※原則データ提出</u>	商品1点につき、1部提出すること。 ※旭川産原材料を使用した食品の場合は、食品の名称、原材料名、原産地等が表示された直近の取引実績等（納品書や送り状等）の写しを当該産地表示の根拠として添付すること。 ※包装容器に入っている加工食品については、以下を添付すること。 (1) 一括表示ラベル (2) 栄養成分表示 (3) 旭川産原材料を使用した加工品の場合は、食品の名称、原材料名、原産地等が表示された直近の取引実績等（納品書や送り状等）の写しを当該産地表示の根拠として添付すること。 ※小規模の事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者）については、(2)の省略可。

2	返礼品提案に当たっての 誓約書兼同意書（様式2） <u>※データ提出可</u>	同一年度で複数回の提案を行う場合は、初回の提案時のみ提出すること。
3	<市税> 納税証明書（写し可） <u>※データ提出可</u> ※市町村税：法人税、市民税、固定資産税等、課税されているもの全て。 ※都税：法人都民税、法人事業税、固定資産税等、課税されているもの全て。	応募者が所在する市町村（特別区にあっては都）が発行する市町村税（東京23区は都税）の納税証明書（市町村税の滞納のないことを証するものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの）を提出すること。 ただし、新規設立法人であって、企画提案書の提出日現在、最初の事業年度に係る法人市町村民税の納付実績がなく、本店所在地の市町村において完納証明書又は納税証明書の交付を受けられないものについては、当該証明書に代えて定款の写し等、事業年度の分かる書類を提出すること。 同一年度で複数回の提案を行う場合は、初回の提案時のみ提出すること。
4	<国税> 納税証明書（写し可） <u>※データ提出可</u>	消費税及び地方消費税の未納（もしくは滞納）がないことの証明書（法人にあっては税務署様式その3の3、個人事業主にあっては税務署様式その3の2）（発行後3か月を超えないもの）を提出すること。 同一年度で複数回の提案を行う場合は、初回の提案時のみ提出すること。

(2) 提出場所

〒070-8525

北海道旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎6F

旭川市行財政改革推進部行政改革課

旭川市ふるさと納税返礼品公募担当 行

e-mail asahikawa_ouenkifu@city.asahikawa.lg.jp

7 要件の確認

第4条第1項及び第2項に定める要件を満たしているか否かについての確認を行い、要件

を満たしている者にあってはその旨を通知し、要件を満たしていない者にあってはその旨及び理由を通知する。

8 提案内容の変更

提出した提案書の内容（産地、製造地、加工地又は生産地など）に変更が生じた場合は、遅滞なく本市に届け出るものとし、提案した返礼品が採用となった以降も同様とする。

9 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 本市は、返礼品の選定の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- (3) 本市は、提案書及び提案書の添付資料について旭川市保健所と共有し、食品表示等の内容について確認することができるものとする。
- (4) 本市は、応募者から提出された提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 応募者の要件又は返礼品の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) この要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 選定方法

(1) 提案書等の書面審査

本市は、提出された提案書等及びこの要領に定める事項に基づき、採用予定返礼品の特定に係る可否を選考する。

(2) 審査結果の通知

市長は、採用予定返礼品を特定したときは、速やかに全ての応募者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 採用の可否及び採用予定返礼品の名称

イ 採用予定返礼品として特定された商品に係る応募者にあっては、その後に予定される契約手続

ウ 採用予定返礼品として特定されなかった商品に係る応募者にあっては、その理由及びその理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨

- (3) 採用予定返礼品として特定されなかった商品に係る応募者は、その理由について、次とおり書面（様式は任意）により求めることができる。

- ア 提出期間 (2)の通知があった日から 7 日以内（旭川市の休日を定める条例（平成 5 年旭川市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に定める本市の休日を除く。以下同じ。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送による場合は必着とする。）
- イ 提出場所 第 4 条の 6 (2)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）。
- エ 市長は、応募者から(2)の内容について説明を求められたときから 7 日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、返還しない。
- (4) 提出された提案書等は、第 4 条の 9 (3)を除き、応募者に無断で返礼品の選定以外の用に使用しない。

13 スケジュール

返礼品の提案スケジュールは別途定める。

14 契約

返礼品として特定された商品に係る応募者が当該商品を返礼品として提供しようとするときは、中間事業者と別途契約を締結すること。

ただし、偽りその他不正な手段により、返礼品の企画提案に応募し返礼品として特定された場合は、これを取り消すことができるものとし、返礼品として特定された後（返礼品提供を開始した後を含む。）において、不誠実な行為を行った場合も、同様とする。

第 5 条 返礼品の除外

次のいずれかに該当した場合は、返礼品から除外する。

- 1 国が定めるふるさと納税制度の基準に適合しなくなったとき。
- 2 公募により採用された返礼品について、産地、製造地、加工地又は原材料等の変更により、本要領に定める基準に適合しなくなったとき。
- 3 ポータルサイトの掲載基準及びその他改定により、当該ポータルサイトへの掲載ができないとなったとき。
- 4 返礼品等の品質等に対する苦情等について、返礼品提供事業者に責任があるにもかかわらず改善される見込みがないとき。
- 5 本市、中間事業者、寄附者などに重大な損害を及ぼす行為があったとき又はそのおそれがあるとき。

- 6 その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 7 採用予定返礼品として特定された後、1年間ポータルサイトへの掲載が行われなかつたとき。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

第6条 返礼品のPR等

- 1 返礼品提供事業者は、本市、中間事業者の求めに応じ、ふるさと納税のPR及びポータルサイトへの掲載のために必要とする返礼品の画像データを提供するものとする。
- 2 返礼品として提供される商品については、本市のホームページやポータルサイト、パンフレット等に、返礼品提供事業者名、返礼品名、画像、PRコメント等を掲載する場合がある。この場合において、各PR媒体に掲載する内容は、本市が決定するものとする。
- 3 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の際に、本市が用意するプロモーション冊子等を同梱するものとする。
- 4 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の際に、商品のPRパンフレット・チラシや事業者のPR資料を同梱することができるものとする。ただし、これらの資料1部を事前に本市に提出し了解を得るものとする。

第7条 個人情報の保護

返礼品提供事業者として知り得た寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の用に供することなく、適正に管理しなければならない。返礼品提供事業者に該当しなくなった後も、同様とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。